

[事案 2021-243] 契約解除取消請求

・令和4年6月16日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、解除の取り消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

複合性局所疼痛症候群により入浴等の介助が必要になったことから、平成31年2月に契約した医療保険にもとづき介護保険金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除され、保険金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、解除を取り消してほしい。

- (1) 募集人に、自分の身体状況を説明し、確認しながら告知書を記載したにもかかわらず、告知義務違反で解除されるのは不当である。
- (2) 病院で、足の補助具を作成してもらったことは事実だが、告知日時点では使用していなかったため、補助具については告知しなかった。
- (3) 主治医も、「足裏全体に荷重できれば、いつ脱補助具をしてもよい。」との見解であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、保険加入前に足の補助具を作成・調整しており、全荷重下での歩行ができる状態ではなかった。保険加入時点で足の補助具の使用が必要な状態であったにもかかわらず、告知をしなかった。
- (2) 複合性局所疼痛症候群は、責任開始日前に生じた傷害を直接の原因としており、責任開始日以降に症状の悪化もないので、約款の支払事由に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の経緯等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。